

○農林水産省告示第二百五十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号(植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパパイアの生果実並びにアーザイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成元年三月七日から施行する。

平成元年三月一日

農林水産大臣 羽田 孜

四の(ロ)及び(ハ)を次のように改める。

(ロ) アーザイン種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を四十六・五度とし、その温度以上で三十分間消毒し、その後、速やかに常温まで下げることを。

(ハ) カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実については、くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十六グラムのエチレンジイブロマイドを使用して二十度以上の温度で二時間くん蒸すること。この場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。